

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から52年3月まで
国民年金保険料をずっと納付してきたはずなのに1年間未納とされている期間があり困惑している。

昔のことなので、国民年金保険料の納付方法、金額等は憶えていないが、申立期間について、夫は納付済みとされているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫も、申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫は納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人及びその夫が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は、同市において昭和52年11月に申立期間に当たる51年4月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点において、同期間は申立人も過年度納付が可能な期間であることから、申立人の夫のみに納付書が交付されたとは考え難く、申立人も納付書を受け取り、同期間の保険料を一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成9年7月から11年5月までの期間は30万円、同年6月から同年10月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から11年11月1日まで
A事業所に役員として勤務し、申立期間の標準報酬月額が30万円ないし26万円だったにもかかわらず、10万4,000円に減額訂正されている。
申立期間について、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA事業所における申立期間の標準報酬月額は、平成9年7月から11年5月までの期間は30万円、同年6月から同年10月までの期間は26万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成11年11月1日）の後の同年同月15日付けで、9年7月1日に遡^{そきゅう}及して10万4,000円に減額訂正されていることが確認できるが、同事業所の事業主は、「標準報酬月額の減額訂正については、滞納保険料があったので、その精算のために自分や申立人を含め4人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げた。このことについては、誰にも説明していない。」と証言している。

また、申立人は、申立期間当時、A事業所のB支店長であり、同事業所の役員であったと主張しているところ、同事業所の事業主は、「申立人は実弟であり、当事業所のB支店長ではあったが、役員ではなかった。当事業所B支店に勤務していた申立人や従業員の給与、社会保険関係事務は、当事業所本店で行

っていた。」と証言しており、申立人は、同事業所の業務執行に責任を負う立場にはなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡^{そきゅう}及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年7月から11年5月までの期間は30万円、同年6月から同年10月までの期間は26万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成2年5月から3年4月まで53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から3年5月1日まで
A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額が、さかのぼって低い額に訂正されている。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA事業所における申立期間の標準報酬月額は、平成2年5月から3年4月まで53万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した3年5月1日の後の4年1月13日付けで、2年5月1日にさかのぼって10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A事業所において平成2年3月から代表取締役の立場であったが、3年2月12日付けで代表取締役を辞任していることが同事業所の法人登記簿謄本から確認でき、さかのぼって標準報酬月額の減額訂正が行われた4年1月の時点では、申立人は、同事業所の業務執行に責任を負う代表取締役の立場になかったことから、厚生年金に係る届出事務について権限を有していた、又は、当該事務の執行に当たっていた者に該当せず、申立人は、標準報酬月額を遡及^{そきゅう}訂正された事実を承知していなかったと認められる。

さらに、申立期間当時、A事業所の別の取締役及び同事業所に勤務していた従業員は、「申立人の後任の代表取締役が社会保険事務に関与していた。」と証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡及^{そきゅう}して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 56 年 2 月まで

申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について勤務していたとするA事業所は、所在地として申立てにあった地域には厚生年金保険の適用事業所として存在しない上、B法務局からは、商業登記簿には同事業所が登記された記録は見当たらないとの回答を得た。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立てにあった地域及びその周辺地域の全適用事業所の記録を検索したが、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人の申し立てている事業主について、特定することができない上、申立人が同僚の氏名等を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 34 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①においてはA事業所に、申立期間②においてはB事業所に勤務していた。

給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA事業所に勤務していたことは、申立人と同時期に入社した同僚の証言から推認できるものの、この同僚は、「入社後、日給制の見習い期間が3か月ほどあって、その後月給制になってから厚生年金保険に加入した。」と証言している上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和30年又は31年に被保険者資格を取得している者は、おおむね8月1日付けであることが確認できることから、同事業所では入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間②については、申立人は、「A事業所を退職した直後の暑い時期に、B事業所に入社した。」と述べていることから、申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和34年12月以前からB事業所に勤務していたことは推認できるものの、同事業所の元従業員は、「3か月ほど試用期間があり、その後社会保険に加入した。」と証言しており、同事業所では入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。さらに、B事業所は既に全喪しており、申立期間当時の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無く、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入してい

た事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月から30年12月まで
② 昭和48年7月から同年11月まで
③ 昭和51年6月から同年10月まで

申立期間①においてはA事業所に、申立期間②においてはB事業所に、申立期間③においてはC事業所に、勤務していたので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA事業所に勤務していたことは、申立人の同事業所における具体的な業務内容の供述から推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時一緒に勤務していた同僚について記憶していないことから同僚の証言を得ることができない上、A事業所の事業主の妻及び申立期間当時勤務していた従業員は、申立人に関する記憶が無いとしている。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間②については、申立人がB事業所に勤務していたことは、申立人が一緒に勤務していたと記憶している総務及び経理担当をしていた同僚の証言から確認できる。

しかしながら、当該同僚は、「申立人は入社して、数か月で退職したと思う。申立人の社会保険の加入手続を行った記憶が無く、私達も入社後2ない

し3か月後に厚生年金保険被保険者資格の取得届を行ったことから、数か月で退職した者の中には、同資格の取得手続がなされなかった者もいたと思う。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、申立人がC事業所に勤務していたことは、在職期間は特定できないものの、同事業所に勤務していた同僚3人の証言から推認できる。

しかしながら、当該同僚からは、申立人の厚生年金保険への加入について証言を得ることができず、C事業所の総務担当者は、「当時勤務していた者の賃金台帳等の資料が残っており、社会保険の加入状況が確認できるが、申立人についての記録が無いことから、厚生年金保険の加入手続を行っていない可能性がある。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 1 日から 53 年 11 月 26 日まで
A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が給与支給総額(12万円から19万3,000円まで)に見合う標準報酬月額(11万8,000円から19万円まで)より低い額(11万円及び9万8,000円)となっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書から、申立期間に係る給与支給額は、社会保険庁が管理する標準報酬月額に応じた金額より多額であることが確認できる。

しかしながら、給与支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と比べ、同額又は低い額であることが確認できる上、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る標準報酬月額の訂正を行った記録は見られない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額又は低い額となっていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する報酬月額に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月から 21 年 7 月まで

昭和 19 年 1 月ころ、A事業所が所有する「49B丸」に乗船し、カツオやマグロの一本釣り漁のためC国のD島へ向け出航した。

途中、同船が空襲により航行できなくなり、E港で修繕を行ったが、結局漁をすることなく、その後は、日本軍の荷物の運搬に従事し、F軍のE上陸後は、日本軍と行動を共にして終戦を迎え、昭和 21 年 7 月に復員した。

申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、「49B丸」に乗船していたことは、申立人が一緒に乗船していたとする同僚の証言から推認できる。

一方、社会保険事務所が保管する船舶所有者名簿によると、申立人が記憶するA事業所は、当該名簿に名称が確認できないものの、名称が類似するG事業所の名称が確認できる上、G事業所が所有する船舶に「B丸」の名称が付されたものが複数確認できることから、「49B丸」の所有者は、G事業所であったものと推認される。また、G事業所は、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、船員保険の適用事業所（船舶所有者）であったことが確認できる。

しかしながら、上記船舶所有者名簿におけるG事業所の所有船舶名（船員保険の適用船舶）の中に「49B丸」の船名が確認できない上、同事業所の船員保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、申立人が一緒に乗船していたと記憶する同僚 15 人のうち、所在が確認できた6人についても、申立期間における船員保険の被保険者記録は無い。

また、申立期間当時の船員保険法では、漁船の乗組員の中で船員保険の被保険者とされたのは、汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又は機船底曳網漁業（東経 130 度以東の海面を操業区域とするものを除く。）に従事する漁船に乗り組む船員とされていたところ、申立人が、「乗組員は 15 人程

度であり、カツオやマグロの一本釣り漁に行く予定であった。」と供述していること等を踏まえると、申立人は船員保険の被保険者には該当しなかったものと推認される。

このほか、G事業所の後継事業所であるH事業所にも申立期間当時の関係資料は残されておらず、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月から21年1月まで

昭和19年1月ころ、A事業所が所有する「49B丸」に乗船し、カツオやマグロの一本釣り漁のためC国のD島へ向け出航した。

途中、同船が空襲により航行できなくなり、E港で修繕を行ったが、結局漁をすることなく、その後は、日本軍の荷物の運搬に従事し、F軍のE上陸後は、日本軍と行動を共にして終戦を迎え、昭和21年1月ころに復員した。

申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、「49B丸」に乗船していたことは、申立人が一緒に乗船していたとする同僚の証言から推認できる。

一方、社会保険事務所が保管する船舶所有者名簿によると、申立人が記憶するA事業所は、当該名簿に名称が確認できないものの、名称が類似するG事業所の名称が確認できる上、G事業所が所有する船舶に「B丸」の名称が付されたものが複数確認できることから、「49B丸」の所有者は、G事業所であったものと推認される。また、G事業所は、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、船員保険の適用事業所（船舶所有者）であったことが確認できる。

しかしながら、上記船舶所有者名簿におけるG事業所の所有船舶名（船員保険の適用船舶）の中に「49B丸」の船名が確認できない上、同事業所の船員保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、申立人が一緒に乗船していたと記憶する同僚15人のうち、所在が確認できた6人についても、申立期間における船員保険の被保険者記録は無い。

また、申立期間当時の船員保険法では、漁船の乗組員の中で船員保険の被保険者とされたのは、汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又は機船底曳網漁業（東経130度以東の海面を操業区域とするものを除く。）に従事

する漁船に乗り組む船員とされていたところ、申立人が、「乗組員は 15 人程度であり、カツオやマグロの一本釣り漁に行く予定であった。」と供述していること等を踏まえると、申立人は船員保険の被保険者には該当しなかったものと推認される。

このほか、G事業所の後継事業所であるH事業所にも申立期間当時の関係資料は残されておらず、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年から 39 年まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことは、一緒に勤務していた同僚の証言から推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することができない上、申立人が記憶している同僚4人は、いずれも、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無く、うち2人については、同事業所に勤務していたと推測される期間に国民年金に加入していることが確認できる。

また、当該同僚2人のうち既に死亡している同僚の妻は、「A事業所は、厚生年金保険も健康保険も無かった。」と証言している。

さらに、申立期間当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡又は連絡先不明であり、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から同年 11 月 7 日まで
申立期間の標準報酬月額が引き下げられているが、このような届出を行った記憶が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA事業所は、平成 9 年 11 月 7 日に適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年同月 13 日に、申立人の同年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額が、59 万円から 22 万円に訂正されたことが確認できる。

また、申立人は、「滞納保険料について、社会保険事務所の職員から、将来受給する年金額を減額することで相殺してほしい旨依頼された。」と供述している。

一方、社会保険事務所には、申立期間当時の関係書類が残されておらず、本件訂正処理の詳細は確認できないものの、申立人が記憶する申立期間当時の滞納保険料額（120 万円から 150 万円程度）は、当該訂正処理により減額された社会保険料（厚生年金保険、健康保険及び児童手当の納付額）の試算額（約 139 万円）とおおむね一致する。

これらのことから、申立人は、A事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 31 日から 46 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、昭和 45 年 12 月 31 日となっている。

昭和 45 年 12 月にA事業所を退職する際に、同年 12 月末日をもって退職する旨の退職届を提出したので、被保険者資格の喪失日は 46 年 1 月 1 日とすべきである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する社会保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和 44 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45 年 12 月 31 日に同資格を喪失（退職日は昭和 45 年 12 月 30 日）していることが確認でき、このことは、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載状況と一致している上、申立人の雇用保険被保険者記録においても、同事業所の離職日が同年 12 月 30 日であることが確認できる。

また、A事業所が保管する申立人の最後の勤務期間に係る職員別給与簿（昭和 45 年分）によると、申立人の厚生年金保険料は、昭和 45 年 2 月に随時改定、同年 10 月に定時決定が行われているところ、随時改定による保険料は同年 3 月の給与から控除が開始され、定時決定による保険料は同年 11 月の給与から控除が開始されていることが確認でき、このことは、「厚生年金保険料は翌月控除であった。」とする当該事業所の回答とも合致している。

これらのことから、申立人の昭和 45 年 12 月の給与から控除されている厚生年金保険料は同年 11 月の保険料であり、同年 12 月の厚生年金保険料は給与から控除されていなかったものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月から 35 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月から同年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A事業所かB事業所が所有していたと思われるC丸に乗船し、申立期間②については、D事業所が所有するE丸に乗船していたので、申立期間①及び②について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、その当時、申立人が乗船していたとして記憶しているC丸の所有者は、船舶原簿からF氏であったことが確認でき、C丸（船舶所有者F）において、申立人が記憶する同船舶での作業内容や航路が具体的かつ明確であり、同船舶に乗船していた複数の船員の証言とほぼ一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同船舶に乗船していたことが推認できるが、同船舶は昭和 42 年 10 月 15 日に全喪し、事業主も既に死亡している上、申立期間当時、同船舶に乗船していた船員から、申立人が申立期間において船員保険に加入していた事実に関する証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するF所有のC丸に係る船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、船員保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A事業所及びB事業所は、申立期間当時、船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、それぞれの事業所の事務担当者は、申立期間当時の資料が無く、申立期間当時のことは不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、申立人が、申立期間当時、D事業所が所有していたとするE丸に乗船していたことをうかがわせる証言が得られない上、同事

業所は既に全喪しており、事業主及び申立人が記憶している当時の事務担当者二人についても既に死亡しているため、申立人が、船員保険に加入していた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するD事業所の船員保険被保険者名簿において、申立人は、昭和41年12月14日に船員保険被保険者資格を取得したことが確認できるが、申立期間については申立人の氏名は確認できず、船員保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 13 年 6 月 25 日まで

A事業所に事業主として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって低い額に訂正されており、このことについて、社会保険事務所による調査があったが、そのような届出をした記憶は無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が事業主を務めていたA事業所は、平成13年6月25日に適用事業所に該当しなくなっており、同日に、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が、10年10月から13年3月までの期間は36万円から10万4,000円に、13年4月及び同年5月は36万円から22万円に、それぞれ遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA事業所に係る滞納処分票において、平成12年11月15日に、申立人及びその妻が社会保険事務所の職員と同事業所の滞納保険料に係る納付方法について、話し合いを行ったとする記載が確認できることから、申立人自身は、申立期間当時、同事業所が厚生年金保険料を滞納していたことについて認識していたことがうかがわれる。

また、社会保険事務所において、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届、健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届及び取締役会議事録の書類の写しが保管されており、当該書類には申立人が務めていた同事業所の代表取締役の印が押されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 11 月 20 日まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、事業主及び申立期間当時、同事業所に勤務していた同僚の証言から確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A事業所は、昭和 59 年 4 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、この点について同事業所の事業主は、「申立期間当時は、父が事業主であり、私が事業主になってから新規適用事業所の手続をし、厚生年金保険に加入したのは昭和 59 年 4 月である。」と証言している上、申立期間当時申立人と一緒に勤務し、59 年 4 月 4 日に資格取得していることが確認できる同僚も、「申立期間当時、会社は厚生年金保険には加入しておらず、給料からは何も控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 7 日から 44 年 1 月 6 日まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していたことは、申立人の同事業所における具体的な業務に関する供述に加え、申立期間当時の事務担当者及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、推認できるが、同事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同事業所の申立期間当時の事務担当者は、「申立期間当時の資料が無く、申立てどおりの届出を行ったか、厚生年金保険料を控除したかは不明である。」と述べており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録によると、A事業所は、昭和 43 年 1 月 18 日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、申立期間のうち、同年 1 月 18 日から 44 年 1 月 6 日までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 15 日から 32 年 9 月 17 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。私は、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上ある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 32 年 9 月 17 日の前後約 2 年以内に被保険者資格を喪失した者 37 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、24 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 21 人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、申立期間当時、申立人と同じ事業所に勤務していた従業員は、「退職時に会社から脱退手当金を請求するかどうかの確認があり、私は脱退手当金をもらった。」と述べているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 32 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。